様式－４Ｃ①　　１／２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に４を入れる。　　（土木・主任又は総括監督員用）

評価項目	細別		対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例　　１／２
4. 工事特性	Ⅰ. 工事特性		Ⅰ構造物の特殊性への対応	（１．について）
		4	□　１．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事。	・切土　20万m3＜Ｖ　・盛土　15万m3＜Ｖ　・護岸・築堤高　10m＜Ｈ　・浚渫工　100万m3＜Ｖ　・トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)　8m＜φ
			□　２．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。	・樋門・樋管　15m2＜Ａ　・揚排水機場　2000mm＜φ　・堰　、水門　最大径間長25m以上、径間数３径間以上又は扉体面積50m2＜A
			□　３．その他（理由：　　）	・トンネル(開削工法)　20m＜Ｈ　・トンネル(NATM)内空断面積　100m2＜Ａ　・トンネル(沈埋工法)　300m2＜Ａ
			※上記の対応事項が１つ以上あれば**４点の加点**とする。	・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤、防波堤又は岸壁　水深10m＜Ｈ　・地滑り防止工　100m＜Ｗ　又は150m＜Ｌ
				・流路工　500m3＜Ｑ　・砂防ダム、治山ダム　15m＜Ｈ　・ダム高　150m＜Ｈ　・転流トンネル　400m2＜Ｓ
				・橋梁下部工　高さ　30m＜Ｈ・橋梁上部工　最大支開長　100m＜Ｌ
				・魚礁沈設工　水深220m≦Ｈ　・海上盛砂工　2万m3＜Ｖ　・治山山腹工　150m＜Ｌ　・林道土工　1万m3＜Ｖ
				（２．について）
				・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。
				・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。
				・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
				（３．について）
				・その他、構造物の規模、形状以外の難しさへの対応が特に必要な工事。
				・地山強度が又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等による検討が必要な工事。
		4	小計	
			Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応	都市部等とは、人口集中地区（DID地区)や住宅街をいう。
		4	□　４．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事。	（４．について）
			□　５．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。	・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
			□　６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。	・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋工事。
			□　７．現道上での交通規制に大きく影響する工事。	・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
			□　８．緊急時に対応が特に必要な工事。	（５．について）
			□　９．施工箇所が広範囲にわたる工事。	・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
			□　10．その他（理由：　　）	・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。
			※上記の対応事項が１つ以上あれば**４点の加点**とする。	・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
				（６．について）
				・市街地での夜間工事。
				・市街地等で騒音・振動により住民、家屋等に影響を及ぼす建設機械等を使用した工事。
				（７．について）
				・供用中の道路（概ね日交通量１万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。
				・供用中の道路での舗装及び修繕工事等。
				・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。
				（８．について）
				・緊急時の作業があり、その作業全てに対応した工事。
				（９．について）
				・作業現場が広範囲に分布している工事
				(10．について)
				・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
		4	小計	・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

様式－４Ｃ①　　２／２　　工事番号

評価項目	細別		対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例　２／２
			Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応	（11．について）
		4	□　11．特殊な地盤条件への対応が必要な工事。	・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め等が必要な工事。
			□　12．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事。	・支持地盤の形状が複雑なため、深礎抗基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。
			□　13．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事。	・施工不可能日数が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
			□　14．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。	（12．について）
			□　15．その他（理由：　　）	・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。
			※上記の対応事項が１つ以上あれば**４点の加点**とする。	・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （13．について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。又は命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 （14．について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （15．について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		4	小計	
			Ⅳ長期工事における安全確保への対応	
		4	□　16．12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）。	
			□　17．その他（理由：　　）	
			※上記の対応事項が１つ以上あれば**４点の加点**とする。	
		4	小計	
		評点	16点	
			※・工事特性は、加点評価とする ・加点は＋１６点～０点の範囲とする。	

※　１．工事特性は、最大16点の加点評価とする。「５．創意工夫」との二重評価は行わない。
※　２．評価に当たっては、請負業者からの報告及び他の工事監督員の意見も参考に評価する。

様式－４Ｃ②　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に1を入れる。　　（土木・主任又は総括監督員用）

評価項目	細別		工夫事項　　１／２
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫		■施工関係
		1	□１．施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
		1	□２．コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。
		1	□３．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
		1	□４．部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。
			□５．設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
			□６．給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
			□７．照明などの視界の確保に関する工夫。
			□８．仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
			□９．運搬車両、施工機械等に関する工夫。
		1	□10．支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
			□11．盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
			□12．施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
			□13．出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
			□14．施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
			□15．ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。
			□16．特殊な工法や材料を用いた工事。
			□17．優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
			□18．その他（理由：　　）
			※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計	5点
			■品質関係
		1	□19．土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
		1	□20．コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
			□21．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
			□22．配筋、溶接作業等に関する工夫。
			□23．その他（理由：　　）
			※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計	2点

様式－４Ｃ②　　工事番号

評価項目	細別	工夫事項　　２／２	
			■安全衛生関係
		1	□24．安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		1	□25．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等（リスクアセスメントの実施を含む）に関する工夫。
			□26．現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
			□27．有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
			□28．一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
			□29．厳しい作業環境の改善に関する工夫。
			□30．その他（理由：　　）
			※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計	2点
		評点	9点
		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋９点～０点の範囲とする。 １項目１点を目安とする。	

※１．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。評価は「４．工事特性」及び「６．社会性等」との二重評価はしない。
※２．詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。
※３．評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。
※４．次に示す事項は、当然実施されるものと判断し評価はしない。ただし、さらに工夫を加え効果が確認されれば評価する。
(1)　関係諸法令に規定されている事項
(2)　関係機関との打合せ及び許可条件等
(3)　公共機関や団体が推進している事項
(4)　設計図書・施工管理基準等に記載されている事項
(5)　設計変更により発生した事項
(6)　一般常識的な事項（社会通念上、一般的と考えられる内容）

様式－４Ｃ③

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に1を入れる。

（土木・主任又は総括監督員用）

評価項目	細別		社会性等に関する事項
6. 社会性等	地域への貢献等		
		1	□１．周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
		1	□２．環境保全に関して積極的に取り組んだ。
		1	□３．地域との積極的なコミュニケーションを図った。
		1	□４．災害時等において、地域への支援又は救援活動への積極的な協力を行った。
			□５．地域の草刈、清掃などを積極的に実施した。
			□６．その他（　　）
		評点	4点
			・特に評価すべき社会性等に関する事例を加点評価する。 ・加点は＋４点～０点の範囲とする。 １項目１点を目安とする。

※１．当該工事の施工に携わっている者や当該工事で使用している作業機械で行ったものを対象とする。
※２．金品や物品の寄付行為は対象としない。ただし、災害時での物品の提供は対象とする。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する事例があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※４．詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。
※５．評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。
※６．社会性等は、工期内に工事箇所及び工事施工に関係する範囲で地域への貢献等を行った場合に評価する。
・工場製作のみの工事の場合は、工場周辺の範囲を対象とする。
・現場が複数ある場合は、各々の箇所での取組を評価する。
・複数の工事で合同して行った取組は、各々の工事で評価する。
※７．イメージアップ経費を用いた取組は評価しない。